

淀川水系流域委員会 第8回淀川部会検討会(2003.8.7開催)結果概要

03.9.11 庶務作成

開催日時：2003年8月7日(木) 12:30~16:00

場 所：京都弁護士会館 地階 大ホール

参加者数：委員16名(1名は部会長の要請により参加) 河川管理者19名 他部会委員2名

1 決定事項

- ・ 次回の部会検討会は、委員のみで、8月22日(金)13:30~17:00に行う。
- ・ 各班の班長は、8月18日(月)までにとりまとめ案を庶務へ提出する。

2 検討内容

委員による情報共有と意見交換

河川管理者を交えた意見交換に先立って、委員のみで、前回の部会検討会で議論となったポイントの情報共有、本日河川管理者に確認しておくべきことの確認が行われた。

説明資料(第2稿) 具体的な整備内容シートについての意見交換委員と河川管理者による意見交換が行われた。主な検討項目は以下のとおり。

天ヶ瀬ダム、塔の島地区の一連の開発について(琵琶湖周辺の浸水被害との関係、1500m³/sの整備の必要性、現状で実施可能な対策、ソフトによる代替案の可能性等)

ダムに関する環境調査(環境調査の内容等)

琵琶湖周辺の浸水被害軽減のためのソフト対策(狭窄部上流と同じように土地利用規制や立ち退きの必要性等)

天ヶ瀬ダム、塔の島地区の開発に関しては、「琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するための後期放流の緊急性をどの程度と考えるかがポイント」「現在の施設でどこまでできるのかを十分検討すべき」等の意見が出された。

<河川管理者への要請>

委員から提出された、見直し中のダムの過去の計画の一覧表を作成頂く。

次回部会の内容および今後の予定について

次回の淀川部会検討会(8/22)では、各班のとりまとめ案をもとに議論を行い、8月26日の部会にて部会としての意見をとりまとめ、9月5日の委員会に提出する。

3 主な意見

説明資料(第2稿) 具体的な整備内容シートについての意見交換委員と河川管理者による意見交換が行われた。

<天ヶ瀬ダム、塔の島地区の一連の開発について>

Q:説明資料では、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するために、瀬田川~塔の島地区までの一連区間の整備によって、流下能力を1500m³/sまで高めると記述されているが、

1500m³/s という数値にどれほどの根拠があるのか。また、仮に洗堰から塔の島までの整備が完了したとして、本当に 1500m³/s もの水量を流すことができるのか。ご説明頂きたい。

A：琵琶湖周辺と宇治川周辺の浸水被害を軽減するために一連区間の整備が必要だと考えている。浸水被害を軽減するためにはより多くの水を流した方が良いが、景観等を考慮すると、塔の島地区の河道掘削は 1500m³/s 程度を限界とせざるを得ないために、この数値となっている。

実際に 1500m³/s が流れるかどうかは、琵琶湖水位の高低によって決定される。現在の計画では、琵琶湖水位が BSL + 1.4m の時に 1500m³/s が流れるように対応しようと考えている。

(主な意見)

- 琵琶湖の水位が +1.4m になるような状況は、そう頻繁には起きないのではないかと。毎年起こるような水位ではないが、1.4m 以上の水位になる場合もあり得る。(河川管理者)

- 琵琶湖の水位が +1.4m の時、天ヶ瀬ダムから放流できる上限はどれくらいなのか。天ヶ瀬ダムからの放流量は、琵琶湖の水位とは関係なく、ダムに入ってきた水をどのように操作するかによる。現在、琵琶湖の後期放流時には 840m³/s を流している。(河川管理者)

- 840m³/s を越える水量が琵琶湖から流れてくる可能性はあるのか。琵琶湖周辺で大量の雨が降って水位が上がり、洗堰を全開にすれば流れてくる可能性はある。しかし、下流にも限度があるため、下流で浸水被害が発生しないよう、洗堰で制限している。(河川管理者)

- 瀬田川洗堰や天ヶ瀬ダムの現在の操作規則に従えば、河川管理者の説明通りだろう。流域委員会としては、もう少し柔軟性を持った運用ができないか、検討してみたいと考えている。

- 瀬田川洗堰や天ヶ瀬ダムの能力を強化して、コントロール能力を上げておくという考え方は理解できる。河川管理者の説明によると、瀬田川洗堰や天ヶ瀬ダムの放流能力を強化する前提として、塔の島地区等を整備して 1500m³/s 流下できるようにしておく必要があるとのことだが、現在の施設のままで運用次第では、1500m³/s に近くまで天ヶ瀬ダムの放流能力の強化が可能かどうか、検討すべきではないか。

- 今回の河川整備計画では、破堤による壊滅的な被害の回避を優先することを目標としているため、浸水被害を軽減するための整備は優先事項ではないのではないかと。

これまでの塔の島地区の河道掘削は継続事業として実施するということがあったが、説明資料(第2稿)では、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討結果と下流の河川整備の進捗を踏まえて、「塔の島地区の河道掘削の実施時期を検討する」として優先順位を下げている。河川管理者としては、破堤を回避するための堤防強化等が優先事項だと考えている。(河川管理者)

- 天ヶ瀬ダムと塔の島地区の開発のポイントは、他の地域のバランス等を考えて 1500m³/s

を流すための整備に緊急性があるかどうかという点と、仮にあった場合でも、できるだけハード整備をせずにソフト対策によって1500m³/sを流すことができないかという点にあるのではないか。このポイントについては、部会や検討会等で議論をした上で、意見書を作成頂きたいと思っている。(河川管理者)

緊急性という意味では、壊滅的な被害を回避するために下流の河川整備を優先して、1500m³/sを流すための一連区間の整備はその後ということになるのではないか。琵琶湖周辺の浸水被害については、琵琶湖総合開発で定められた瀬田川洗堰の操作によって、夏期の琵琶湖の水位を下げることで治水容量を確保されていたのではないか。

滋賀県は、琵琶湖総合開発において洗堰の操作規則を決定する際に、下流の安全のために洗堰を全閉することに対して、下流が安全になった時に洗堰を全開にしてなるべく早く琵琶湖の水位を低下できるよう瀬田川、宇治川、淀川の流下能力を増大させるという条件を付けて同意した経緯がある。(河川管理者)

委員会としては、緊急性に応じた優先順位を考慮した上で意見書をつくっていくことになるだろう。琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するための瀬田川の掘削や鹿跳渓谷の開削は、下流の対策が前提となっているという理解でよいか。

河川管理者の考え方は、破堤による壊滅的な被害の回避を究極の目標として、その施策を最優先で取り組むと説明資料(第2稿)に記述している。(河川管理者)

- ・琵琶湖の水位が非常に上がっている状況は異常時であり、その時には天ヶ瀬ダムの天端ゲートからの放流を考えてみてもよいのではないか。

先日の琵琶湖部会検討会では、琵琶湖の制限水位を絶対に上回ってはいけないという考え方で1500m³/sの整備をするよりも、琵琶湖周辺の浸水水位の指定と金銭的な補償等について検討する必要があるのではないかという議論を行った。

未曾有の洪水時には天ヶ瀬ダムの水位が上がっても仕方がないと考えるなら、現状の天ヶ瀬ダムでも天端のゲートからの放流を含めて1500m³/s流すことは可能だ。しかし、永久的にこのような対応を続けてよいとは考えていない。このような未曾有の洪水時には、後期放流は1ヵ月程度続くことが予想されており、この間の降雨に対して、天ヶ瀬ダムの治水能力が機能しないことも問題点の1つだ。(河川管理者) 現在の操作規則では、次の降雨に備えて天ヶ瀬ダムの治水容量を確保しておかなければならないことになっているが、現実には被害が起きている一方で、いつ起きるかわからない被害のために治水容量を確保する必要があるのか。この規則を見直すことも考慮してみるべきではないか。

天ヶ瀬ダムの治水容量によって、宇治から下流が守られているという事実がある。琵琶湖の浸水被害を軽減するために、天ヶ瀬ダムの治水容量を放棄して、下流の治水安全度を下げるといった考え方には合意できないだろう。下流の安全度を維持したまま、何らかの対策を考える必要がある。(河川管理者)

- ・河川管理者は論理的な根拠を持って説明されているとは思いますが、瀬田川の河道掘削や鹿跳渓谷のバイパストンネル等によって、本当に1500m³/sを流すことができるのかどうか、

また、1500m³/s 流せるようになったとしても、琵琶湖周辺の浸水被害が完全には解消しない状況で、本当にそのような整備が必要なのか、疑問に思っている。琵琶湖周辺の浸水被害は、琵琶湖の自然環境の一部だという考え方もできるのではないかと。

- ・ 瀬田川、天ヶ瀬ダムの一連区間の整備について、もう一度確認したい。説明資料（第2稿）では、瀬田川と宇治川の堤防補強については優先的に実施すると記述している一方で、天ヶ瀬ダムの再開発については、既存施設を活用した放流方法も含めて検討している。また、塔の島地区の河道掘削についても、これまで継続事業として優先的に実施してきたが、説明資料（第2稿）では下流の整備状況を踏まえた上で、「実施時期を検討する」としている。本日の議論の流れと大きく懸け離れているわけではないと思っている。（河川管理者）
- ・ 瀬田川洗堰の運用については検討となっているが、琵琶湖の生態系に配慮すると緊急に見直すべきことだ。もし、瀬田川から塔の島地区の整備を実施して1500m³/sを流すことで、琵琶湖の夏期の水位変動を緩和できるのであれば、天ヶ瀬再開発を実施する価値はあると思っている。

琵琶湖の自然環境のために、単純に夏期の制限水位を上げれば、当然洪水時のリスクも上がってしまう。これを担保する措置として、天ヶ瀬ダム等を整備して放流能力を増やすことによって琵琶湖の水位操作の自由度を上げることができれば、琵琶湖の水位操作においては、生息環境にとってより有利なことができるだろう。（河川管理者）

瀬田川や天ヶ瀬ダムの再開発によって、琵琶湖の夏期制限水位の見直しだけでなく、新たなダム建設も不必要になるのであれば、一連区間のハードによる整備もやむを得ないと考えている。

< 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のためのソフト対策 >

- ・ 猪名川の狭窄部（銀橋）上流では、現在も開発が進んで人口が増えており、洪水時の潜在的な被害額も増加し続けている。猪名川部会では、人口の流入や開発を食い止める方法を考えるべきではないかといった議論をしている。琵琶湖周辺でも同じように人口が増加しているが、何か対策はされているのか。

土地利用に対する対策は極めて重要であり、どこが浸水するのかという情報の提供、市町村と連携した適切な土地利用の転用をすべきだと思っている。説明資料（第2稿）にも土地利用誘導等について記述しているが、わかりにくいので明示したい。（河川管理者）

- ・ 琵琶湖の水位には流入河川の影響が大きい。それらの流入河川にある県や他省庁管轄の直轄以外のダムに治水機能を持たせるよう、関係機関との話し合いを進めることを考える必要があるのではないかと。

天ヶ瀬ダム再開発の代替案として説明した流入河川にダムや遊水地を設ける案では、非常に多くのダムを作る必要があり、実行不可能だとしたが、一部には実行可能な場所もあるかもしれない。そのような場所と協力機関を探すと意味でも話し合いは

価値があることだと思う。(河川管理者)

話し合うという意味では、価値のあることだと思っており、十分に可能性はある。(河川管理者)

数値的なことに関して言えば、琵琶湖に流入している河川にあるダムの有効貯水量は7360万m³であり、そのうち治水容量は1600万m³、琵琶湖の水位で2cm程度と、それほど大きくはない。また、残りはかんがい用の利水容量となっているが、かんがい用水を琵琶湖からポンプアップしている現状では、治水容量への振り替えも難しいだろう。ただし、調整できる余地があるところについては、連携等をとっていかなければならないと思っている。(河川管理者)

<大戸川ダムの効果について>

- ・宇治川に対する大戸川ダムの効果としては、大戸川ダムによって天ヶ瀬ダムへの流入量を抑えて、天ヶ瀬ダムから宇治川への放流量を減らす効果があると考えている。ただし、これは決定した治水計画ではなく、大戸川ダムの他の目的である琵琶湖の環境改善や亀岡の浸水被害軽減等も併せると、宇治川に対する効果が期待できない可能性もある。(河川管理者)

考え方としては理解できるが、具体的な治水容量等の数値がない以上、検討のしようがない。また、大戸川ダムは、利水のために水を貯める目的と河川環境の維持のために水を放流する目的を持っているが、これらは相反している。検討が必要ではないか。

現在考えているのは、夏場の早い時期に琵琶湖に水を補給してダムの容量を空け、台風時期に備えるという操作。限られた容量をどのように有効活用していくか、これから数値の面から詰めていきたいと思っている。(河川管理者)

<ダム等に関する環境調査について>

- ・具体的整備内容シートでは、各ダムの自然環境の調査・検討と委員会について記載されているが(ダム10)、どのような関係になっているのか。また、この委員会とは、流域委員会を指すのか。

河川管理者が調査・検討を進めていくにあたって、専門家の意見やアドバイスをもらう委員会であり、流域委員会とは異なる。流域委員会には、調査・検討の経過や結果を報告し、意見を頂くことになる。(河川管理者)

- ・説明資料(第2稿)に記述されている「検討」には、前進的な検討とそうでない検討が混在している。例えば、環境にまつわる多くの事業について「検討」となっているが、これまで考慮さえされていなかったことについても検討していくということで、これは前進的な検討にあたる。その辺りの区別をして欲しい。

これまで継続実施してきた事業を「検討」にしたものと、これまで考慮さえしてなかったことを「検討」にしたものを分けて記述することは可能だと思う。(河川管理者)

- ・どのような目的、場所、方法で環境調査を行うのか、説明資料（第2稿）ではよくわからない。単に生物リストを作成しているだけのように思える。環境調査は場所によってその内容も違ってくるはずなのに、具体的な整備シートでは全て共通のものとして記述されている。

現時点で実施している調査については、その内容を記述できるが、これから考えるものについては、淀川環境委員会等と相談しながらやっていきたいと思っているため、説明資料には具体的に書けないこともある。流域委員会から「こういう調査が必要」「この調査が抜けている」等の意見を頂きたい。（河川管理者）

流域委員会が出す意見には、「こういった調査が必要」といった具体的な提案と、「具体的な形を整備計画に盛り込むべき」といった意見の2種類が必要だろう。

- ・河道内の樹木をどう考えるべきか。治水上、明らかに問題になるくらいまで繁茂している場所もある。説明資料（第2稿）では、伐採すると書かれているが具体的な箇所までは明示されていない。

本来、河原は樹木が発達するところではないので排除していくべきだろうが、都市河川では、唯一残されている自然環境だとも言える。

現在は治水上問題のある樹木は伐採しているが、本来川の中にはない植生だからという理由で伐採するのがよいのか、すでにある植生をつぶしてもよいのか、我々にもよくわからないところがある。（河川管理者）

河道内の植生の扱いについては、委員会の方から具体的に意見を述べる必要があるだろう。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。